

# 京極町農業委員会総会議事録

(第13回令和3年9月22日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月22日 午後1時30分から1時45分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 ( 12 人)

- |      |      |
|------|------|
| 1 番  | 中村明彦 |
| 2 番  | 粥川一也 |
| 3 番  | 酒井勇一 |
| 4 番  | 熊谷 聡 |
| 5 番  | 藤波秀博 |
| 6 番  | 横川順行 |
| 7 番  | 行天英宏 |
| 8 番  | 小山憲一 |
| 9 番  | 小柳光義 |
| 10 番 | 清本勝彦 |
| 11 番 | 船場 茂 |
| 12 番 | 後藤耕藏 |

4. 欠席委員 ( 0 人)

5. 議事日程

- |          |  |
|----------|--|
| 第1       | 会議録署名委員の指名について                               |
| 第2 報告第1号 | 総会諸報告について                                    |
| 第3 報告第2号 | 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可について              |
| 第4 議案第1号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による<br>農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 議案第2号 | 荒廃農地に係る非農地判断について                             |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

後藤会長

これより第13回京極町農業委員会総会を開会いたします。

今日は9時くらいから雨が降って、急に降ったので仕事は中止しました。早い人は早く進んでいると思いますが、残りもありますので、収穫作業を終えられるように進めていただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

事務局長

本日の出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、2番粥川委員、3番酒井委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

### 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第12回京極町農業委員会総会を、令和3年8月26日に京極町役場議員控室にて開催しております。

2、同日、京極町農地利用状況調査、農地パトロールを、第12回総会終了後に京極町一円を対象に実施しております。

3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、8月25日に行天委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

6、同じく、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、9月15日に小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

**【農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について議案書朗読及び説明】**

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可についてご報告いたします。

農地法第4条第1項及び第5条同項の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当との回答があったので、京極町農業委員会会長専決規程に基づき下記の者に対し許可書を交付したことを報告する。令和3年9月22日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申請者。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、札幌市〇〇、〇〇株式会社。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、寒別発電所取水堰排砂門ほか更新工事等に伴う運搬路敷地に使用するための一時転用。以上の許可申請につきまして、当委員会の総会審議結果は、7月21日開催の第11回総会において許可相当と判断。対して、北海道農業会議の意見回答は、8月25日開催の第5回常設審議委員会において許可相当との回答。よって本件は転用を許可することとなりました。なお、許可書の交付につきましては、第11回総会での取り決めに基づき、農業会議からの意見回答がありました令和3年8月26日付けで会長専決により行っております。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

**【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

議案書 2 ページをご覧ください。日程第 4、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 9 月 22 日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、1 議案 2 件となっており、新規の利用権設定の計画が 1 件、所有権移転の計画が 1 件です。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。

番号 1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆、合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和 3 年 9 月 24 日。終期、令和 4 年 9 月 23 日。期日、令和 3 年 9 月 24 日。借賃、〇〇円で 10 アール当たり 〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、輪作体系維持のため。

番号 2。利用権の設定等を受ける者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1-23、公益財団法人北海道農業公社。利用権の設定等をする者、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、山林。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の設定等の種類、所有権の移転。利用権の期間。移転の時期、令和 3 年 9 月 24 日。対価の支払期限、令和 3 年 11 月 12 日。土地の引渡日、令和 3 年 9 月 24 日。対価、〇〇円で 10 アール当たり 〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、農地売買等支援事業のため。

番号 1 番については、議案書 4 ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2 番については、先月の総会においてお諮りしております買入協議に伴う農地保有合理化事業に基づく売買となります。議案書 5 ページの調査書にあるとおり、農地売買等支援事業実施要綱及び農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、議案書 6 ページと 7 ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第 1 号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、1 番を行天委員より、2 番を小山委員より、それぞれ調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

はじめに、行天委員お願いします。

行天委員

【報告書朗読及び説明】

番号 1 番については、議案書 4 ページの調査書のとおり、8 月 25 日に調査しまし

た。輪作体系維持のため、地域の認定農業者に賃貸するもので、問題はないと思います。

以上です。

議 長

続いて、小山委員お願いします。

小山委員

【報告書朗読及び説明】

番号2番について、議案書5ページの調査書のとおり、9月15日に調査しました。農地売買等支援事業に基づく一連の売買であり、前回の総会で買入れ協議の要請について審議されておりますので、問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第2号「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、荒廃農地に係る非農地判断について朗読・説明】

議案書8ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、荒廃農地に係る非農地判断についてご審議願います。

利用状況調査の結果、再生利用が困難と判定された農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて議決を求める。令和3年9月22日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

ここでお示ししている計11筆の農地等につきまして、前回総会後に実施しております利用状況調査、農地パトロール並びに事前にお渡ししておりました資料に基づく荒廃農地の現況確認の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と考えられることから、農地法の運用に基づき、農地に該当しない旨の判断を行うものです。

なお、非農地として判断された後、非農地通知書を本人及び関係機関へ送付し、農地台帳からの削除を行う流れとなります。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長            ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長            よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長            全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長            よろしいですか。それでは以上をもちまして、第13回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間    午後1時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会            長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定10月28日（木）午後1時30分